

令和2年第5回都城市議会定例会付議事件名表（議員提出議案）

番号	件 名	頁
4号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書	1
5号	被災者生活再建支援法の改正を求める意見書	3
6号	PCR検査等の拡充を求める意見書	5

議員提出議案 第4号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2021年度政府予算に係る意見書

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	財務大臣
総務大臣	文部科学大臣
内閣官房長官	

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都
城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和2年9月23日提出

提出者	都城市議会議員	<u>福島 勝郎</u>
賛成者	〃	<u>迫間 輝昭</u>
賛成者	〃	<u>山内 いっとく</u>
賛成者	〃	<u>川内 賢幸</u>
賛成者	〃	<u>広瀬 功三</u>
賛成者	〃	<u>小玉 忠宏</u>
賛成者	〃	<u>岩元 弘樹</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>別府 英樹</u>
賛成者	〃	<u>音堅 良一</u>
賛成者	〃	<u>徳留 八郎</u>

都城市議会議長 江内谷 満義 様

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、
2021 年度政府予算に係る意見書

新型コロナウイルス感染症対策として 3 月には全国で一斉臨時休業が行われました。また 4 月以降も再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保証や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。

国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2021 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき意見書の提出をします。

記

- 1 教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 2 年 9 月 2 3 日

宮 崎 県 都 城 市 議 会

議員提出議案 第5号

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	財務大臣
総務大臣	内閣官房長官
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	内閣府特命担当大臣(防災)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり
都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和2年9月23日提出

提出者	都城市議会議員	<u>筒井 紀夫</u>
賛成者	〃	<u>迫間 輝昭</u>
賛成者	〃	<u>広瀬 功三</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>赤塚 隆志</u>
賛成者	〃	<u>小玉 忠宏</u>

都城市議会議長 江内谷 満義 様

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

近年、自然災害が激甚化、広域化、長期化しています。本年も活発な梅雨前線の影響で、九州や東北などで大雨となり、各地の川で氾濫や土砂崩れが発生するなど、甚大な被害が発生しています。したがって、被災された方の生活再建を支援していく制度を拡充していくことは、喫緊の課題です。

都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給する被災者生活再建支援法は、1998年5月に成立し、1999年から適用が開始されました。これまで、2004年、2007年に大幅な法改正があり、一定の改善が図られましたが、災害規模や支給対象、支給限度額などの課題が浮き彫りになっています。

被災された方の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するよう、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要であります。

よって、下記の事項について全力で取り組まれるよう強く要望します。

記

- 1 被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援金のうち加算支援金の額を2倍に引き上げ、被災者生活再建支援金全体の最高額を300万円から500万円に引き上げること。
- 2 被災自治体の負担を軽減するため、被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援法人に対する国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げること。
また、都道府県の追加拠出に対し、地方財政措置（起債充当率100%、償還に対する交付税措置80%）を講じること。
- 3 被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、半壊世帯のすべての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月23日

宮崎県都城市議会

議員提出議案 第6号

PCR検査等の拡充を求める意見書

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	財務大臣
厚生労働大臣	内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり
都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和2年9月23日提出

提出者	都城市議会議員	<u>福島 勝郎</u>
賛成者	〃	<u>迫間 輝昭</u>
賛成者	〃	<u>広瀬 功三</u>
賛成者	〃	<u>小玉 忠宏</u>
賛成者	〃	<u>音堅 良一</u>
賛成者	〃	<u>黒木 優一</u>
賛成者	〃	<u>畑中 ゆう子</u>
賛成者	〃	<u>川内 賢幸</u>
賛成者	〃	<u>徳留 八郎</u>

都城市議会議長 江内谷 満義 様

PCR検査等の拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が止まず、多くの都道府県で過去最高の感染者数を更新する事態となっています。無症状者による市中感染が拡大しているとの指摘もある中、PCR検査等の体制を全国で大幅に向上させなければなりません。

政府は、PCR検査能力の確保を繰り返し言明するものの、感染した可能性のある患者が検査を希望してもなかなか受けられず、「検査難民」とも言える事態が国民の不安を拡大させている現状にあります。

本来、PCR検査等を拡充して、感染者を把握、隔離することで感染拡大を防止することによって、はじめて、社会経済活動と両立することができるようになります。全国的な感染の広がりが見られる中、感染拡大を防ぐために、医師が必要と判断した場合には、症状の有無にかかわらず、PCR検査等を実施できる体制を作る必要があります。とりわけ医療従事者や介護従事者、保育士や幼稚園教諭、学校教員はじめエッセンシャルワーカーらの優先的なPCR検査を実施することが求められています。

PCR検査等の体制のさらなる拡大と拡充のため、国は財源を確保したうえで、実効性ある対策を講じなければなりません。保険適用による検査取扱いの明確化や検体輸送体制の整備、検査機器の配備、臨床検査技師の適切な配置、公的検査機関等の増設及び運営費への支援、受検者への対応体制の整備などが喫緊の課題となっています。

よって、国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望します。

記

- 1 PCR検査等の体制を拡充し、検査を幅広く実施すること。検査機器の増設や関係資材の供給とともに、運営費への支援を拡充すること。
- 2 検査機関や医療機関の従事者への支援を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月23日

宮崎県都城市議会